



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) ……………
- ……… (生活文化スポーツ局計量検定所検査課) ……
- 市街地再開発組合の設立認可 (三件) ……………
- ……… (都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 ……………
- ……… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 令和四年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 ……………
- ……… (福祉保健局健康安全全部健康安全課) ……
- 都道の区域変更 ……………
- ……… (建設局道路管理部路政課) ……
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 ……………
- ……… (建設局道路管理部監察指導課) ……
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限 ……………
- ……… (海区漁調) ……
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出 …… (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……

告示

○東京都指定給水装置工事事業者の指定 …… (水道局) ……

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止 …… (同) ……

○東京都指定給水装置工事事業者の事業再開 …… (同) ……

○排水設備工事責任技術者資格試験の実施 …… (下水道局) ……

●東京都告示第九百六十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 東大和市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年七月二十五日から同年八月十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第九百六十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年八月一日から同年九月二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第九百六十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 練馬区及び江戸川区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 令和四年八月一日から同年十月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第九百六十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき白金二丁目西部中地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 白金二丁目西部中地区市街地再開発組合

- 二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区白金一丁目及び白金三丁目各地内
- 四 事務所の所在地 港区南麻布二丁目十四番十三号 麻布山口ビル四階
- 五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日

●東京都告示第九百七十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間

- 三 施行地区 港区虎ノ門一丁目地内
- 四 事務所の所在地 港区西新橋一丁目八番四号
- 五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日

●東京都告示第九百七十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂七丁目地内

四 事務所の所在地

港区赤坂七丁目二番二十八号

五 設立認可の年月日

令和四年六月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年七月二十三日

●東京都告示第九百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区愛宕一丁目地内）

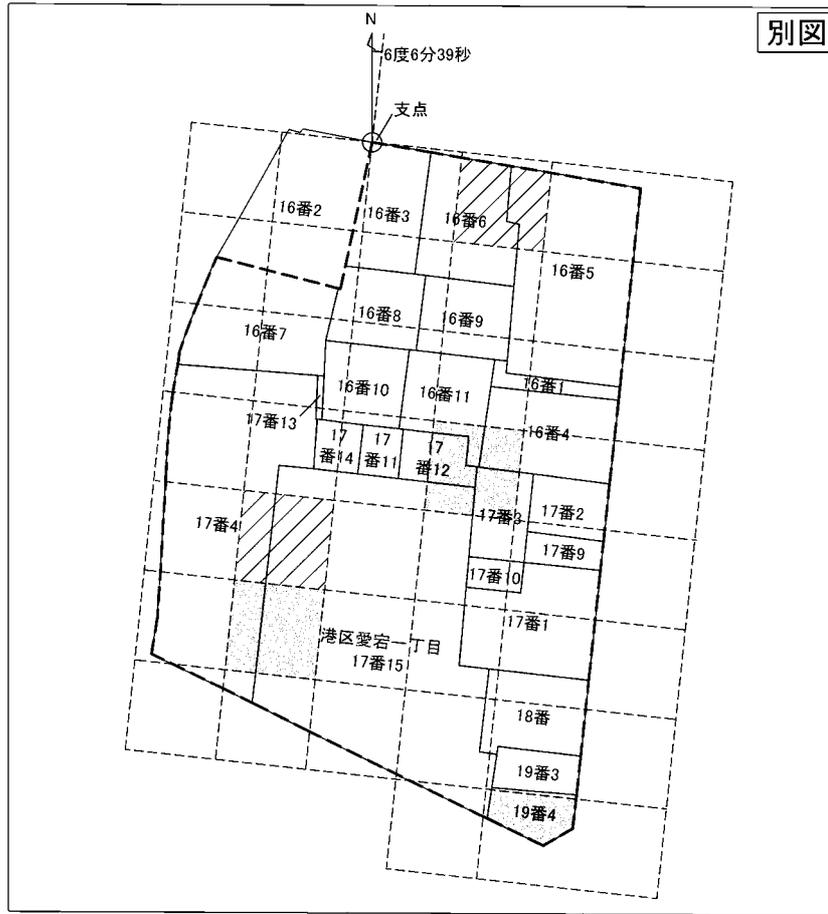
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びそ

の化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第1339号により指定した区域)

**【支点】**  
支点は、港区愛宕一丁目16番3の最北端とする。

**【格子の回転角度(6度6分39秒)】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百七十三号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号) 第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
 江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和四年十二月五日から同月七日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和五年二月二十日から同月二十二日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

(二) 管理美容師

ア 令和四年十月三日から同月五日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 令和四年十月二十四日から同月二十六日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和四年十一月十四日から同月十六日まで  
食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 令和四年十二月五日から同月七日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

オ 令和五年二月二十日から同月二十二日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

カ 令和五年三月十三日から同月十五日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第九百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

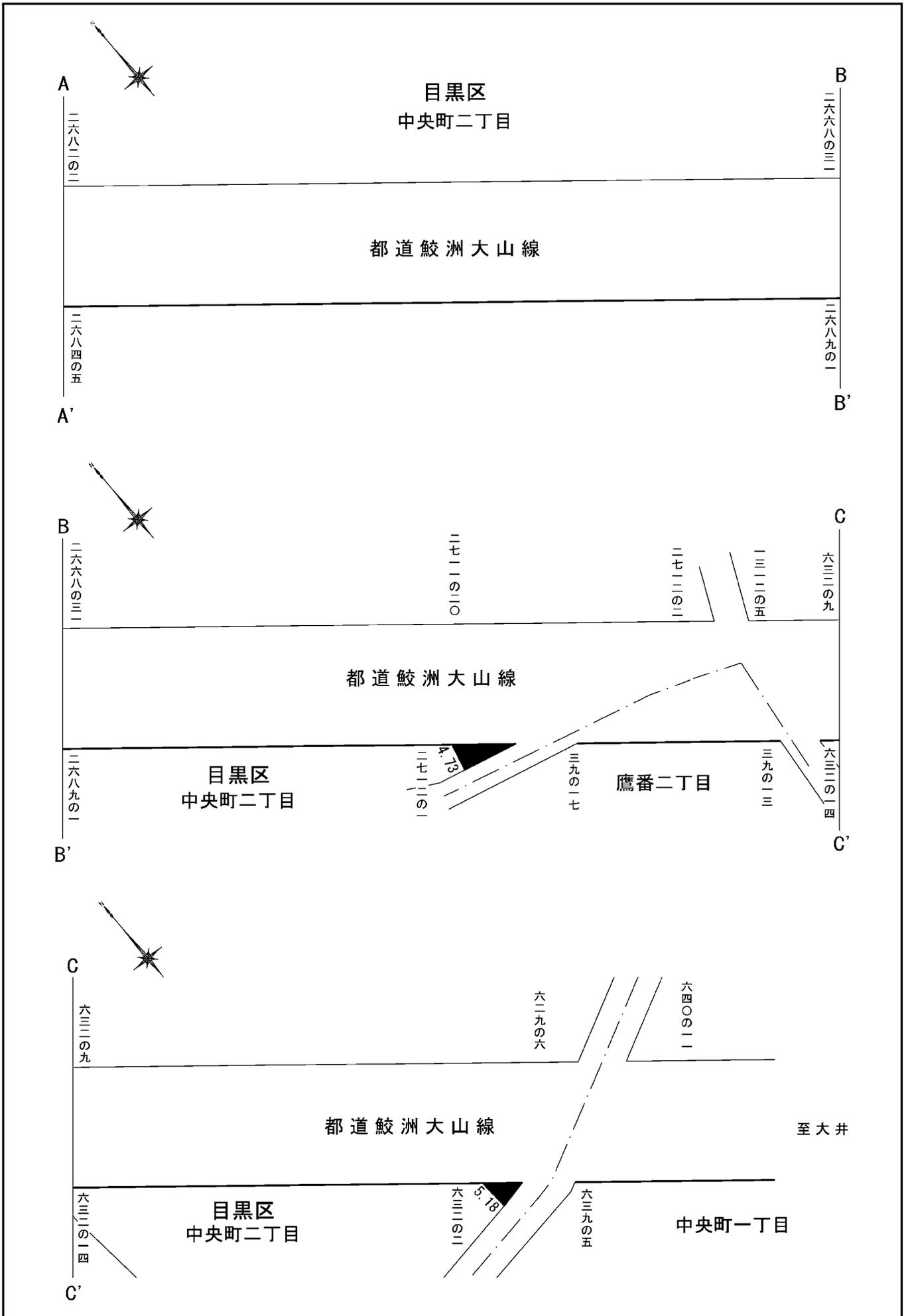
東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 目黒区中央町二丁目六百三十二番二地先から同所二千六百番九地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



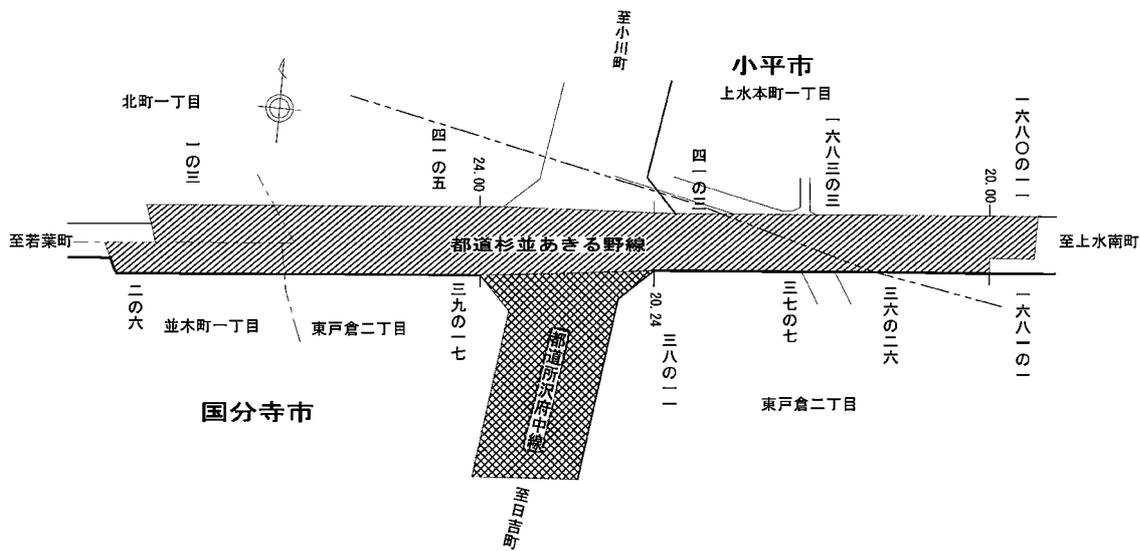
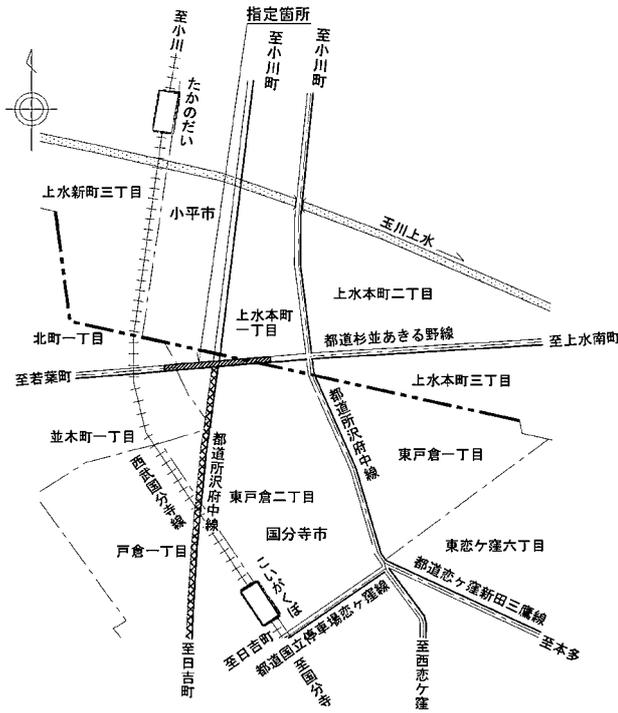


●東京都告示第九百七十五号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道杉並あきる野線  
 小平市上水本町一丁目～国分寺市並木町一丁目

- 指定区間
- 市道
- 都道
- 延長 三三〇・九三メートル  
(電線共同溝予定名称 杉並あきる野・十号)
- 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。

令和四年六月二十四日

- 一 路線名 東京都知事 小池百合子  
都道杉並あきる野線

- 二 指定する区間
- 三 指定の概要

小平市上水本町一丁目千六百八十番十一地内から国分寺市並木町一丁目二番六地先まで  
 別図表示のとおり

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第六号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和四年六月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和四年七月一日から令和五年六月三十日までとする。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの

で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

二 代表者の氏名

宮内 孝久

三 主たる事務所の所在地

港区南青山六丁目十番十一号

一 名称

特定非営利活動法人ゆぎの里

二 代表者の氏名

亀井 澄男

三 主たる事務所の所在地

八王子市越野七百七十三番地

一 名称

特定非営利活動法人ISPA Japan

二 代表者の氏名

友真 衛

三 主たる事務所の所在地

世田谷区成城四丁目三十三番一―五〇九号

一 名称

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニ

ティ・ジャパン

二 代表者の氏名

G A O L I U 高柳

三 主たる事務所の所在地

新宿区新宿五丁目十一番二十五号 アソルティ新宿五

丁目三〇一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

I K E A 立川

二 店舗所在地

立川市緑町六番

三 設置者名

イケア・ジャパン株式会社

四 設置者住所

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

<p>九 変更を行った小売 株式会社和光</p>	<p>八 変更後の設置者の 代表者名 高橋 修司</p>	<p>七 変更前の設置者の 代表者名 中村 吉伸</p>	<p>六 変更後の店舗名 和光本店</p>	<p>五 変更前の店舗名 和光本館</p>	<p>四 設置者住所 中央区銀座四丁目五番十一号</p>	<p>三 設置者名 セイコーホールディングス株式会 社</p>	<p>二 店舗所在地 中央区銀座四丁目五番十一号</p>	<p>一 店舗名 和光本店</p>				<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>		<p>十二 縦覧期間 令和四年六月二十四日から同年十 月二十四日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十 届出日 令和四年六月十日</p>	<p>九 変更日 令和三年八月一日ほか</p>	<p>八 変更後の設置者の 代表者名 ペトラ・ファーレ</p>	<p>七 変更前の設置者の 代表者名 ミカエル・パルムクイスト</p>	<p>六 変更後の店舗名 I K E A 立川</p>	<p>五 変更前の店舗名 (仮称) I K E A 立川</p>				
	<p>指定番号 一〇四二</p>	<p>商号 株式会社 アイルス</p>	<p>代表者 鈴木恵一郎</p>	<p>住所 神奈川県川 崎市川崎区 京町二丁目 二十四番六 号</p>	<p>指定年 令和四年 五月二十 五日</p>	<p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p>	<p>令和四年六月二十四日</p>	<p>東京都指定給水装置工事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を 次のとおり指定した。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和四年六月二十四日から同年十 月二十四日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十三 届出日 令和四年六月十日</p>	<p>十二 変更日 令和四年六月十日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業 者の代表者名 石井 俊太郎</p>	<p>十 変更前の小売業者 の代表者名 安達 辰彦</p>	<p>業者の氏名又は名 称</p>									
<p>七 株式会社 I F C 株 式会社</p>	<p>一〇四三</p>	<p>岩崎 勉</p>	<p>千葉県習志 野市谷津三</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四三</p>	<p>戸田住設 合同会社</p>	<p>戸田 裕之</p>	<p>千葉県市川 市富浜三丁 目一番五 二〇四号 (プレシス 市川妙典)</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四三</p>	<p>株式会社 伊集院總 業</p>	<p>伊集院 真</p>	<p>埼玉県北足 立郡伊奈町 大字小室五 千七十一番 地三</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四三</p>	<p>有限会社 松忠総合</p>	<p>松島 忠信</p>	<p>大田区矢口 三丁目二十 六番二十九 号</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四三</p>	<p>寄口工業 株式会社</p>	<p>寄口 司</p>	<p>福生市大字 熊川六十六 番地十九</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>〇四三</p>	<p>安保設備 株式会社</p>	<p>安保 卓哉</p>	<p>八王子市横 川町九百九 十一番地七</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四二</p>	<p>株式会社 H I K A R I</p>	<p>遠藤 光一</p>	<p>北区豊島七 丁目二十八 番九号</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>
<p>一〇四二</p>	<p>I 設備</p>	<p>音川 剛</p>	<p>北区赤羽北 二丁目十八 番九号</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>

丁目十七番  
十九号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年六月二十四日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年  
月日

九一九二 アクトサ 中山 英樹 埼玉県所沢 令和三年  
ービス 市若松町千 十一月一  
八十番地の 日

十八

六八三五 六水工業 村上 昭弘 足立区西新 同年十二  
井四丁目二 月二十七

七号

二三三六 アサカ設 浅賀 壮三 北区田端二 令和四年  
備工業株 丁目十番五 一月三十  
式会社 号 日

一〇三五 東栄建工 関口 徹 千代田区麴 同年三月  
株式会社 町二丁目十 三十一日

三

五〇二二 シンワ設 田中 和仁 大田区東糎 同年五月  
備 谷三丁目四 八日

六八〇四 株式会社 白波 清海 千葉県千葉 同月二十  
和弘 市稲毛区宮 四日

野木町二千 百四十九番 地三

七一七八 株式会社 加藤 雅明 町田市小山 同月三十  
ワイケー ケ丘三丁目 一日  
興業 十二番地八

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に  
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の再開の届出があった。

令和四年六月二十四日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 再開年  
月日

三七〇五 サノヤス 白石 貢夫 中央区日本 令和四年  
・エンテ 橋馬喰町二 五月一日  
ツク株式 丁目一番一  
会社東京 号

支店

排水設備工事責任技術者資格試験の実施につ  
いて

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九  
号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者  
資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者  
規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二  
条第四項の規定により公告する。

令和四年六月二十四日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 試験期日

令和四年十月九日(日曜日)

二 試験会場

青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号

三 受験申込書の提出期間、提出先等

(一) 提出期間

令和四年七月一日(金曜日)から同月二十九日(金  
曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)

(二) 提出先

千代田区大手町二丁目六番二号  
東京都下水道サービズ株式会社

(三) 提出方法

郵送によること。

四 受験手数料

六千円

五 受験申込書等の配布について

試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、  
各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担  
当部署において、令和四年六月二十七日(月曜日)から  
配布する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

